

平成二十五年十月二十五日受領
答 弁 第 二 号

内閣衆質一八五第二号

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発における汚染水問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発における汚染水問題に関する質問に対する答弁書

一について

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所において、放射性物質に汚染された地下水が同発電所の港湾内に流出していると考えられることについては、平成二十五年七月二十二日に、東京電力から報告を受けた。また、流出していると考えられる放射性物質に汚染された地下水の量については、明らかでないものと承知している。

二について

平成二十五年九月七日に安倍内閣総理大臣が国際オリンピック委員会（IOC）で行ったスピーチの原稿については、内閣官房を中心とした政府部内の作業を踏まえ、最終的に同内閣総理大臣が作成したものである。

三について

お尋ねについて、決裁書は作成されていない。

四から六までについて

東京電力の福島第一原子力発電所においては、汚染水貯水タンクからの汚染水の漏えい等の個々の事象は発生しているが、同発電所の港湾外における海水の放射線モニタリングの結果によれば、放射性物質の濃度は検出できないほど低いか、基準濃度をはるかに下回っている状況にある。このため、汚染水による放射性物質の影響が見られるのは同発電所の港湾内の〇・三平方キロメートルに完全にブロックされており、全体として状況はコントロールされていると考えている。